福井大学未払い賃金等請求訴訟と『福井の科学者』

　　　　　　　　 　 　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　山根清志（元・原告団長）

## **１．はじめに**

福井大学教職員組合訴訟原告団13名（後に18名）により福井地裁に未払い賃金等請求訴訟の提訴がなされたのは、2013年11月11日のことであった。未払い賃金請求訴訟に取り組んだ国立大学等の単組としては全国で9番目であった。そして、2017年8月30日、名古屋高裁金沢支部にて控訴審の判決言い渡しがおこなわれたことをもって終了することになるのであるが（最高裁への上告は行わず）、とにもかくにも足かけ5年にわたる長く厳しいたたかいであった。

本裁判のきっかけは、政府が東日本大震災の経費に充てると称して2012年2月19日に成立した2年間の期限立法「国家公務員の給与の改定および臨時特例に関する法律」（給与特例法）の成立と、同年11月16日に成立した「改正国家公務員退職手当法」の成立である。しかもそれによって、もはや国家公務員でなくなっている国立大学教職員に対する国からの賃下げ要請、退職手当法の「改正」に準じた退職金の大幅削減要請というかたちをとってである。

## **2．国立大学の法人化と大学教職員の労働関係の変化**

　2004年4月1日の法人化以降、国立大学に対する国家統制・財政的支配が年々強化され、さらに2014年6月「学校教育法」の改定により各学部教授会が学長の諮問機関化＝審議・決定権を収奪されるに至る。学問の自由、大学の自治の崩壊であり、その意味において国立大学は今や、窒息寸前のところまでおいやられてきているようにみえる。

それはさておき、もう一方で教職員の労働環境の変化という点に着目した場合、2004年の法人化を境に、それまでのような国家公務員でなくなった福井大学教職員の労働関係は、労働基準法・労働契約法・労働組合法等の労働諸法規を適用されるところとなり、その労働条件を民間の労使関係と同様に、労使自治によって団体交渉を通じた労使間合意に基づいて決定されるのを原則とするものへと変わったのであった。

ところが、被告たる大学当局（＝福井大学法人）は上記の労使環境の変化にいかにも自覚が乏しかったと断ぜざるを得ない。

現に、2012年2月19日の国家公務員給与減額の臨時特例法の成立以降、大学当局は政府・文科省からの要請のもと教職員や労働組合の強い反対を押し切り、一方的に就業規則を変更して国家公務員と同様の賃金カットを実施したのである。こうした大学側の対応は、もとより明らかに労働契約法第9条違反であった。　　〈労働契約法第9条：使用者は、労働者と合意することなく、就業規則を変更することにより、労働者の不利益に労働契約の内容である労働条件を変更することはできない。〉

したがって未払い賃金等請求訴訟に立ち上がるのに先立ち、福井大学教職員組合は組合が主張する主な論点として以下の5点を明示したのだった（1）。

1. 法人化後、私たちは民間労働法制下におかれているにもかかわらず、非常に大きな不利益変更が一方的に実施されている。労使交渉における大学側の態度は決して誠実とは言えず、労働契約法や労働基準法に違反している。
2. 労働法制上、給与削減はあらゆる経営努力を尽くした後でのみ許されるものであるが、今回は、給与減額がやむを得ないという経営事情が具体的に示されていない。
3. 今回の給与・退職金の減額率は大きく、甚大な不利益変更であるにもかかわらず、それに見合う代償措置等が実施されていない。
4. 給与減額分の予算は東日本大震災の復興財源に充てるとされていたが、この点について、大学としての検証が何らなされていない。
5. 「給与減額の要請」は、法人化された大学に対する政府の不当介入に当るが、大学はそれを許している。

この5点にわたる論点提示によって、それが余りに当然の内容であるのが看取されるであろう。

## **3．大学教職員の賃金・退職金の大幅切り下げと大学当局**

では、時に福井大学教職員が被った不利益は一体如何ほどであったのだろうか。

福井大学教職員は2012年6月より給与を大幅に削減され、加えて2013年1月からは退職金も減額された。いずれも前例のない大幅な削減であり、個々の教職員にとって、給与は約60～約150万円程度もの減、退職金は多い人では約170～約450万円もの収入減となったのである。もとよりたまたま定年退職と巡り合わせた人の場合は、給与減額と退職手当減額とが二重に重なり合って影響が及んだのであり、その合計が優に500万円を超える人もいたのである（2）。

　これらの不利益変更に対して様々な要求を出し、2013年7月までに8回の「団体交渉」行った。しかし、大学側は一方的な説明を繰り返すのみで不誠実な態度に終始し、組合側の要求にはゼロ回答しか示さなかった。給与と退職金いずれの減額についても、他大学の場合、組合との交渉によって減額率を抑えるなど、代償措置がとられている大学もあるが、福井大学ではその不利益の大きさに見合う代償措置等は基本的に得られず（地域手当の増加＋1％、のみ）、2012年来強行実施されている不利益変更は労働契約法第9条違反であり、これ以上「交渉」を重ねても実りある結果は得られないとの判断に立ち至ったのであった。

本裁判闘争には、単に引き下げられた賃金や退職金の回復を求める意義だけでなく（もとよりそれが一番重要ではあろうが）、国立大学法人制度の制度設計上の問題点、特に政府と法人との関係や、法人内での労働条件決定のしかるべきありかたを問う意義もあったと考えねばならない。また、大学は「真理の探究」を行う場であり、同時に教育を通じて社会を担う人材を育成する場でもある筈だ。だとするとそれに関わる教職員が、今回の事例のような明らかに不当な事案を前にしていかにも大人ぶったり忖度したりいつまでも黙りをきめこんだりしているのは決して許されないことなのではなかろうか。

**4．未払い賃金等請求訴訟と判決結果**

　2017年8月30日名古屋高裁金沢支部における控訴審判決で控訴棄却の「不当判決」が下された。同日午後記者会見ならびに報告集会がもたれたが、記者会見の場での島田弁護団長の発言の意味は重い。――「判決自体は控訴人側の敗北だったが、判決文の中身は薄く、敗北したのは裁判所だったというべきだ。……裁判所は、時の政府による権力の濫用を防止し、基本的人権など国民の権利を守る役割を果たさなければならないのに、今回の判決は、まさに政府の言うがままに進めて何が悪いんだ、といわんばかりの内容である。これでは裁判所の職責を自ら放棄した判決だと言わざるを得ない。国民の権利を守るべき機関がこれでは国民の信頼を失ってしまうと強い危機感をもってこの判決文を読んだ。残念としか言いようがない、強い憤りをもって報告するしかないことについて忸怩たる思いがある。（3）」

　また、報告集会においてなされた全大教　村井副委員長の発言も記憶するに値しよう。――「全大教では多くの裁判を闘うなかで1つぐらいはという期待もあったが残念な結果に終わった。福井地裁では最初は原発裁判で良識的判決を示した裁判官が担当していたので期待していたが、転出となり、ついていなかった。（4）」

**5．未払い賃金等請求訴訟と『福井の科学者』**

　科学を人類に役立て正しく発展させていくことは、わたしたち科学に携わる者の共通の任務であるとする日本科学者会議の設立趣旨もあり、その福井支部の雑誌『福井の科学者』に、福井大学未払い賃金等請求訴訟に関わる資料を、転換局面ごとに、スペースを割いて掲載させてもらった。

　すなわち『福井の科学者』122号（2014．6）には、提訴後、具体的に始まった第1回・2回口頭弁論に関わって、原告訴訟代理人弁護士　島田広氏の「訴状要約陳述」（2014．1．30）、及び第1回口頭弁論の際の山根の「意見陳述書」、第2回口頭弁論の際の森透氏による「意見陳述書」が収められている

　ついで、『福井の科学者』128号（2017．6）には、福井地裁の「不当判決」（2017年2月22日）を承け、名古屋高裁金沢支部に控訴するに当たって提出された、控訴人ら訴訟代理人弁護士　島田広氏による「控訴理由書」（2017．4．26）が掲載されている。

　そして最後に、『福井の科学者』129号（2017．12）には、2017年8月30日、名古屋高裁金沢支部にて控訴審の判決言い渡しがあって闘いが終了することと関わり、高木秀男氏による総括的な論文「福井大学未払い賃金等請求訴訟と『平目裁判官』」、山根清志「『未払い賃金等請求訴訟』を終えるにあたって」、および森透氏による「給与減額反対裁判闘争に参加して」を載せている。

**注**

（1）『未払い賃金等請求訴訟「原告団準備会」ニュース』創刊号（2013／10／8）。

（2）『福井大学未払い賃金等請求訴訟「原告団ニュース」』第20号（2017／6／27）。

（3）『福井大学未払い賃金等請求訴訟「原告団ニュース」』第21号（2017／9／19）の「報告集会では」。

（4）『福井大学未払い賃金等請求訴訟「原告団ニュース」』第21号（2017／9／19）の「報告集会では」。